

第9回天草市教育委員会定例会会議録

1 期 日 平成28年6月17日(金)午後2時開会

2 場 所 天草市役所別館 会議室C

3 本会議に出席した教育委員

委員長	花里昌直	委員長職務代理者	黒鶴進治
委員	松本由香里	委員	行合八恵子
委員	木下えり子	教育長	石井二三男

4 本会議に出席した事務局職員

教育部長	森下洋一	教育総務課長	山名直
学校教育課長	山本洋介	生涯学習課長	大脇恵子
学校給食課長	川端浩二	文化課長	稲田正一郎
学校教育課審議員	岡田真治	学校教育課課長補佐	沢村祐介
学校教育課課長補佐	松本安彦	学校教育課係長	池田恵美子
生涯学習課課長補佐	本多隆俊	中央図書館庶務係長	福本律子
総務企画係長	出永圭史		

5 本会議に付した議題等

(1) 審議事項

議第31号	天草市スクールバス等運行(航)管理規則の一部を改正する規則の制定について	(学校教育課)
議第32号	天草市招致外国青年任用規則の一部を改正する規則の制定について	(学校教育課)
議第33号	天草市立学校給食センター条例施行規則の一部を改正する規則の制定について	(学校給食課)
議第34号	天草市就学指導委員の任命について	(学校教育課)
議第35号	天草市社会教育委員の任命について	(生涯学習課)
議第36号	天草市立図書館協議会委員の任命について	(生涯学習課)
議第37号	天草市勤労青少年ホーム運営委員会委員の委嘱について	(生涯学習課)
議第38号	天草市文化財保護審議会委員の委嘱について	(文化課)

(2) 協議・報告

(1) 平成28年度社会を明るくする運動推進大会・教育力活性化推進大会の開催について	(生涯学習課)
(2) 平成28年7月行事予定について	(教育総務課)

7 本会議の概要

(1) 開会

花里委員長：ただ今から、平成28年第9回天草市教育委員会定例会を開催する。傍聴人がいないことを確認する。前は欠席し迷惑をおかけした。地震がまだ続いている。八代では5弱、御所浦でもずいぶん揺れを感じた。先週と今週の熊日新聞に地震の特集が記載されていた。「直下型揺るる揺れよりなお揺るる ひれ伏すままに思考が止まる」なるほどと思った。「おとろしかことごとざした春の地震」怖かった皆さんの気持ちがわかる。近頃思ったのは、北海道の男の子。無事に見つかって良かった。父親が躰ということ置き去りにした。けれど見方によっては躰をそれだけしていたからこそ生き伸びたのか、難しい問題である。躰、教育いろいろな面でいろいろな見方がある。無事で良かった。

(2) 前回会議録の承認

花里委員長： 前回会議録の承認であるが、何かご意見はないか。ないようであれば承認してよろしいか。

(全員承認する)

(3) 教育長報告

石井教育長： 3点ほど申し上げる。1点目、先日、本渡中3年生の生徒が白血病で亡くなった。去年は修学旅行で、別行動ではなくお母さんお姉さんが見守りながら参加された。美術が好きで、運動会の絵を見に行きたいということで参加された。2点目、郡市中体連が6月25日、26日に予定通り実施される。3点目、以前、在福アメリカ領事館の領事ユーリー・フェッジキフさんが市長にお会いされ、また来ますので、どこかを紹介してくださいということで、6月14日に稜南中学校3年生に講演をしていただいた。「夢を持つ」夢を果たすために3つ宿題を出された。一つめは勇気を持つ。現在、グローバル人材と言うけれども英語を勉強して、英語を使ってチャレンジして欲しい。チャレンジすることによって、生きて行く世界の扉が開くんだということで、勇気を持って欲しい。二つ目はビジョン(方針)を持って欲しい。三つ目は奉仕の心を持つ。キャロライン大使のお父さん、ジョン・F・ケネディが「国家のために、何をすることが大切である。」この言葉に感銘を受けて外交官への道を歩んでこられた。2週間後には日本勤務が終わり、パキスタンに行かれるとのことであった。生徒が「3つの中で何が一番大切か。」、「トランプ氏が大統領になったら日米関係はどう変わりますか。」など質問をし、とても良い講演であった。

(4) 議案

議第31号 天草市スクールバス等運行(航)管理規則の一部を改正する規則の制定について

花里委員長： 事務局から説明をお願いします。

山本課長： 議案書1ページから2ページ、新旧対照表は資料1ページから2ページをお願いします。本件については、牛深幼稚園の廃園に関連して提案するものである。先月、開催された第7回定例会において天草市立幼稚園条例の一部を改正する条例の制定についてご審議いただき、牛深幼稚園の廃園について議決をいただいた。現在、市議会において、この条例の改正案を上程している。天草市スクールバス等運行管理規則についても、牛深幼稚園に関する記載があるため、今回規則の一部の改正をするものである。

花里委員長： 議第31号天草市スクールバス等運行(航)管理規則の一部を改正する規則の制定についてであるが、牛深幼稚園の閉園であるが、前回の教育委員会においても已む方なしということで議決した案件である。

花里委員長： 何かご質問はないか。ないようであれば議第31号については承認してよろしいか。

(全員同意する)

議第32号 天草市招致外国青年任用規則の一部を改正する規則の制定について

花里委員長： 事務局から説明をお願いします。

山本課長： 議案書3ページ、新旧対照表は資料3ページから4ページをお願いします。昭和62年8月から地方自治体が、総務省・外務省・文部科学省の協力のもとに実施している語学指導を行う外国青年招致事業(通称JETプログラム)の事業の円滑な推進を図るため、財団法人自治体国際化協会(通称クレア)において、JETプログラムの参加者の募集、選考、任用団体へのあっせん、赴任に係る渡航調整などを行っている。各参加者の勤務条件は事業主体である任用団体において、任用規則を定めており、自治体国際化協会が

毎年定める任用規則及び熊本県招致外国青年任用規則の改正に合わせて、毎年見直しを行っている。今回の主な改正点は、第4条、第7条及び第13条にある「4月期」の「期」を削り、第7条にある「ただし、日本国と租税条約を締結している国の参加者が、参加者の怠慢や租税条約締結国の税務当局と接触したとしないといった個人的な理由により免税手続きを行わないなど参加者の責めに帰すべき事由により租税条約に基づく免税を受けられない場合、源泉所得税及び住民税は参加者負担とする。」を削るものである。

花里委員長：何か質問はないか。

ただし書はどのようなことか。

松本課長補佐：第7条の新旧対照をお願いします。第7条の条文は平成24年4月より前に来日したALTに適用される。これまでは、租税条約はカッコ書きの部分であるが、租税条約を締結している国、主にアメリカであるが、アメリカから来日したALTにおいて1年目と2年目については税が免除になる。本人が手続きをしない場合は本人負担となる。今現在、平成24年4月以前に来日した者がいなくなったため今回削除するものである。

花里委員長：何かご質問はないか。ないようであれば議第32号については承認してよろしいか。

(全員同意する)

議第33号 天草市立学校給食センター条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

花里委員長：事務局から説明をお願いします。

川端課長：議案書4ページ、新旧対照表は資料5ページをお願いします。提案理由は6月議会において天草市立幼稚園条例の一部改正が上程されている。これが可決されると天草市立牛深幼稚園が削除される。それに伴い、天草市立学校給食センター条例施行規則を改正する必要がある。改正の内容であるが、天草市立学校給食センター条例施行規則の別表中から牛深幼稚園を削るものである。今回の改正により、牛深学校給食センターは小学校3校、中学校2校計5校で、現在の食数は905食となる。

花里委員長：何か質問はないか。ないようであれば議第33号については承認してよろしいか。

(全員同意する)

議第34号 天草市就学指導委員会委員の任命について

花里委員長：事務局から説明をお願いします。

山本課長：議案書5ページをお願いします。本件については、天草市就学指導委員会委員として、任命をしていた委員の人事異動に伴い、天草市就学指導委員会条例第3条第2項第3号の規定により、天草支援学校長及び新和中学校長の2名を新たな委員として任命するもの。任用期間は本日から平成28年10月31日までとなる。

花里委員長：何か質問はないか。

行合委員：就学指導委員会とはどのような役割を持つのか。

山本課長：就学指導委員会は、心身に障がいや有する児童及び生徒に対し就学指導を行うため設置されている。教育委員会の諮問に応じて、心身障がい児の障がいの種類及び程度に応じた適切な就学指導に関する事項及び教育委員会が必要であると認める事項について調査・審議する機関である。委員会は委員10名以内をもって組織されており、学識経験者、行政機関の職員、教育機関の職員、その他教育委員会が必要と認める者の任命をしている。任期は2年である。

石井教育長：例えばA君が新1年生になる場合、幼稚園、いろいろなところから事例があげられてくる。A君は支援学校に行くのが良いのか、あるいは天草外の支援学校に行きたいと希

望があるがいかがか、地域の支援学級を希望しているがいかがかなど、情報を集め審議していただく。

行合委員：地域の学校に子どもたちを通学させようとインテグレーションなど運動があっている。それでも就学指導員会において審議しなければいけないということもあるのか。

黒鷲委員長職務代理者：活動は入学するどれくらい前から行っているか。名簿ができてからしかできないのか。

石井教育長：そうである。

山本課長：9月下旬及び1月下旬の年2回の審議を行っている。

黒鷲委員長職務代理者：個人的な指導は行うのか。

森下部長：7月に担当者が新1年生に対しては幼稚園・保育園に調査を行い、保護者の意見を聴取する。調査結果を基に9月の就学支援員会に諮問を行う。

黒鷲委員長職務代理者：委員10名はどのような活動を行うのか。

山本課長：委員は会議においてのみ審議する。

木下委員：任用期間が28年10月31日までというのはどういうことか。

山本課長：前任者の残任期間となる。他の委員も10月31日までが任期となり、11月1日から新たな任期となり、別途任命する予定である。

花里委員長：何かご質問はないか。ないようであれば議第34号については承認してよろしいか。

(全員同意する)

議第35号 天草市社会教育委員の任命について

花里委員長：事務局から説明をお願いします。

大脇課長：議案書6・7ページをお願いします。社会教育委員の任期満了に伴い、天草市社会教育委員設置条例第1条の規定により、新たに任命するものである。氏名・年齢・住所・経歴等は記載のとおりである。任期は平成28年7月1日から平成30年6月30日までの2年間。今回の一斉改選における委員の選任については、現在、市における計画の統合化、審議会等の見直し、いわゆるトータルシステム化を目指し、推進しているところである。また、生涯学習課においては中央図書館、公民館、勤労青少年ホーム等を含む天草市複合施設建設計画が進められている。したがって、継続的な審査を進めるために大きな改選等を行わず、現委員で進捗管理・意見等を頂く。現委員には再任の意思確認を行い、2名の委員から辞退の申し出があった。この2名の委員は、地域推薦枠、旧市町からの推薦委員である。委員の選任にあたり、合併当初より団体推薦及び旧市町単位から各1名の推薦を頂いていた。しかし、社会教育委員会は10年を経過し、地域ごとの委員の意見をいただかなければ、委員会運営に支障をきたすことは無い。また、条例第2条で、学校教育分野・社会教育分野・家庭教育分野・学識経験者、各分野の偏りは無いことから条例に定める委員の定数も15名以内となっているため、今期より2名の欠員であるが13名の委員を任命する。関係団体からの推薦が7名、その他推薦委員が6名であるから承諾をいただいた。全体では新委員が2名、これは団体の役員の交代によるもの。再任の委員は11名である。

花里委員長：何か質問はないか。

今までは15名であった。今回は13名、新任は2名であるが。

大脇課長：新任の2名については団体からの推薦である。学校教育・社会教育は団体からの推薦である。地区推薦は2名の欠員となる。

花里委員長：他に質問はないか。ないようであれば議第35号については承認してよろしいか。

(全員同意する)

議第36号 天草市立図書館協議会委員の任命について

大脇課長 : 議案書 8 ページ・9 ページをお願いします。委員の任期満了に伴い、天草市立図書館条例第 6 条の規定により新たに委員を任命するものである。氏名・年齢・住所・経歴等は記載のとおりである。任期は平成 28 年 7 月 1 日から平成 30 年 6 月 30 日の 2 年間である。今回の改選においては、議第 35 号で同様、トータルシステム化いわゆる計画の統合、審議会等の見直し、これを強く進めている段階である。また、特に中央図書館建設に係る、天草市複合施設建設計画が進められている。今までの委員が内容等も知っており、計画に関する進捗を見守りながら、できるだけ複合施設建設に前向きな意見を提案していただきたい希望がある。そのため、現委員に再任の意志確認を行ったところ 2 名から辞退の申し出があった。この 2 名の委員については、視聴覚ライブラリー委員からの選出の 2 名である。視聴覚ライブラリーが従来あったが、視聴覚ライブラリー委員会も廃止になり、県の協議会も解散している。すでに図書館運営協議会において視聴覚ライブラリーについて協議がない状況である。そのため委員から辞退の申し出があった。全体では新任の委員が 4 名。読み聞かせグループ及び図書館利用者からの意見は非常に重要であり、その分野から新たに 2 名の委員を選任させていただいた。それ以外の新任の委員は団体からの推薦である。条例の定める委員定数は 15 名以内となっているため、今期から 13 名としたところである。

花里委員長 : 議第 36 号天草市立図書館協議会委員の任命について、質問はないか。質問がないようであれば議第 36 号については承認してよろしいか。

(全員同意する)

議第 37 号 天草市勤労青少年ホーム運営員会委員の委嘱について

花里委員長 : 事務局より説明をお願いします。

大脇課長 : 議案書 10 ページ・11 ページをお願いします。先ほどの 2 件と同様である。委員の任期満了に伴い、天草市勤労青少年ホーム条例第 20 条の規定により、新たに委員を委嘱するものである。氏名・年齢・住所・経歴等は記載のとおりである。任期は平成 28 年 7 月 1 日から平成 30 年 6 月 30 日までの 2 年間である。先ほどの 2 件と同じく、今回の改選については、勤労青少年ホームも天草市複合施設建設計画に含まれている。生涯学習課所管の委員会が全て複合施設建設について協議する場となるため、現委員に継続をお願いし、再任の意思確認を行った。新任の委員が 2 名。牛深商工会議所からの推薦及び勤労青少年ホーム利用者代表の 2 名が交代。全体で新任の委員が 2 名、再任の委員が 6 名の計 8 名。条例では 10 名以内となっているが、8 名で委員会を運営することとしている。

花里委員長 : 議第 37 号天草市勤労青少年ホーム運営員会委員の委嘱について質問はないか。ないようであれば議第 37 号については承認してよろしいか。

(全員同意する)

議第 38 号 天草市文化財保護審議会委員の委嘱について

花里委員長 : 事務局より説明をお願いします。

稲田課長 : 議案書 12 ページ・13 ページをお願いします。文化財保護審議会委員の任期満了に伴い、天草委文化財保護審議会条例第 3 条の規定により委員を委嘱する。条例では 15 名以内で組織するとなっており、再任 11 名、新任 4 名の計 15 名で、氏名・年齢・住所・経歴等は記載のとおりである。任期は平成 28 年 7 月 1 日から平成 30 年 6 月 30 日までの 2 年間である。

花里委員長： 議第38号天草市文化財保護審議会委員の委嘱について質問はないか。ないようであれば議第38号について承認してよろしいか。

(全員同意する)

(5) 協議・報告

(1) 平成28年度社会を明るくする運動推進大会・教育力活性化推進大会の開催について

花里委員長： 事務局から説明をお願いします。

大脇課長： 資料6ページをお願いします。平成28年度社会を明るくする運動推進大会・教育力活性化推進大会について日程等については記載のとおりである。今年度は総合司会を天草高等学校倉岳校の生徒に依頼している。オープニングはしんわ楊貴妃太鼓に依頼した。依頼理由は、新和地区において新和地区の小・中・高校生に楊貴妃太鼓の伝承活動を行っており、大会の趣旨に合致するためである。社会を明るくする運動作文の入賞者表彰と最優秀作文の発表を行う。市内の小学校11校から315点の応募があり、中学校は1校62点の応募があった。標語については市内の高等学校3校から811点、一般市民3名5点の応募があった。これから審査を行う。優秀作品は大会の中で表彰し、作文の最優秀者には発表をお願いしますこととしている。また、本年度の教育力活性化事例発表は本渡東小学校の九州初子ども民生委員活動発表をお願いしますこととしている。社会福祉協議会と連携し倉岳小・天草小・本町小と子ども民生委員活動が広がりを見せているため、本渡東小学校には活動の報告をお願いした。記念講演及び席上揮毫であるが、演題は「天使がくれた贈り物」、講師は金澤泰子氏で書家の金澤翔子氏の母親である。それに合わせ金澤翔子氏の席上揮毫を行っていただくよう計画している。

花里委員長： 何か質問はないか。

木下委員： 社会を明るくする運動作文が小学校11校305点、中学校1校62点ということであるが、中学校は13校ある。先生方の取り組み方だと考えるが、たくさんいろいろな募集があるので大変ではあるが、協力いただきたい。

(2) 平成28年7月行事予定について

花里委員長： 事務局から説明をお願いします。

山名課長： 資料7ページをお願いします。7月の行事について掲載している。6月末で教育委員の改選がある。7月1日には辞令交付がされ、教育委員長の任期が1年であるため、臨時教育委員会を計画している。7月4日に天草郡市教育委員会連絡協議会総会が開催される。7月9日には社会を明るくする運動推進大会・教育力活性化推進大会、22日には教育委員会定例会を予定している。さらに、学校訪問も予定されている。29日にはエシニタス市から4名来市する。また、新聞等で報道されたが、学校給食課以外の課が、五和支所隣の五和農業情報センターへ移転することとなった。1階には教育長室及び教育総務課、2階に学校教育課及び生涯学習課が入ることとなる。住所・電話番号等については7月1日にお知らせする。7月2日・3日で引越を行い、7月4日からは五和農業情報センターで業務を行う。

前回の定例会で奨学金の滞納状況等について質問があったので、担当より報告する。

出永係長： 平成27年度末現在において返還期間が終了したにも関わらず、滞納している者が102名。滞納額が23,560,900円である。返還期間中で滞納がある者が33名、滞納額が6,184,550円である。今後の対応については、調査を行い、不能欠損を視野に入れながら、また、滞納者への督促や電話による催促を実施しながら納入を促す。

花里委員長： 現在は連帯保証人を選定されているが、合併以前の貸付は連帯保証がされていなかった。少しずつでも納めてもらい、次の人に引き継ぐということは考えて行く必要がある。他に何かないか。

大脇課長： 本日配付した資料をお願いする。国立国会図書館がデジタル化した資料の中で絶版等の理由により、入手が困難な資料を全国の公立図書館で利用できるサービスである。以前から中央図書館において、このサービスを開始について検討していたが、環境整備が整わなかったため申請ができずにいた。平成27年度末に庁内関係各課と調整が終わり、設備が整ったため国立国会図書館に申請を行ったところ、図書館向けデジタル化資料送信サービスの承認を得た。それに伴い閲覧できる資料は明治期からの古い図書や雑誌など100万冊の入手困難な書籍を閲覧することができる。閲覧後、複写も可能である。これまでの書籍のコピーとは違うため図書館が慎重に管理しながらパスワード・IDカードなど事務的なものを準備し、事務取扱を定めた。運用開始は7月2日土曜日に予定している。市民の学習等に活用してもらうのが一番重要であり、国立国会図書館のデジタル化資料送信サービスについては、図書館職員が周知・啓発活動に努める。

花里委員長： 昔の本を借りることができるのか。本自体を借りることができるということであるか。

福本係長： 本の貸し出しが出来るわけではない。インターネットを通じて本を閲覧できる。国立国会図書館でデジタル化を行っている。

黒鷲委員長職務代理者： 中央図書館でのみ閲覧できるのか。

大脇課長： 機材及びネットワークの関係で中央図書館のみである。このサービス熊本県内では県立図書館に次いで2番目、公立図書館では初のサービスである。

花里委員長： パソコンで閲覧するのか。

福本係長： 1台のパソコンで閲覧を行うため、閲覧には時間制限を設ける。

黒鷲委員長職務代理者： 複写はできるか。

福本係長： 複写は著作権が関係するため職員を通じて行う。

黒鷲委員長職務代理者： 検索はできるか。

福本係長： デジタル化されているので検索できる。

花里委員長： 他に何かないか。

大脇課長： 牛深地区の成人式を8月16日、午前10時からを予定している。案内は、牛深支所が7月に行う。成人式当日の集合場所等は生涯学習課から後日連絡する。

花里委員長： 他に何かないか。なければ以上をもって、本日の会議を閉じる。大変お疲れ様でした。